

農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会（第 1 回）ヒアリング資料

新潟県主食集荷商業協同組合
加藤貴俊

【自己紹介】

かとう たかとし
加藤 貴 俊

～略 歴～

平成 9 年 5 月 新潟県主食集荷商業協同組合 入組
 平成 24 年度 農産物検査員 資格取得
 平成 30 年 5 月 新潟県主食集荷商業協同組合 業務部長（検査対策室長）
 （平成 30 年 7 月 全国主食集荷協同組合連合会 全国検査流通連絡協議会 幹事）

(参考)

○ 新潟県主食集荷商業協同組合

設立年月日 昭和 23 年 12 月 7 日
 所在地 新潟県新潟市中央区南万代町 4 番 9 号
 事業内容 米穀等の集荷・販売（売渡委託方式）
 農産物検査
 包装容器（全集連袋等）、検査器具・機器等の斡旋
 新潟県農業再生協議会等へ参画

集荷業者数 60 業者
 検査実績 令和 元年産米 63,576 トン（令和 2 年 8 月末）
 平成 30 年産米 55,283 トン（最終実績）

所属検査員 104 名
 検査機関 一般社団法人新潟県農産物検査協会
 設立年月日 平成 14 年 6 月 3 日
 検査実績 令和 元年産米 442,018 トン（令和 2 年 7 月末）
 平成 30 年産米 408,652 トン（最終実績）
 会員数 27 会員
 所属検査員 722 名

○ 全国検査流通連絡協議会

平成 18 年、農産物検査業務の信頼性確保と発展に資するため、全国主食集荷協同組合連合会、同連合会傘下の道県組合及び登録検査機関を構成員として設立された任意団体

【主な検討事項に対する意見等】

(1) 1等、2等区分の等級区分と名称の見直し

農産物検査法

【目的】

第一条 この法律は、農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とする。

「1等、2等区分の等級区分の見直し」について意見を述べさせていただきます。農産物検査法には、「農産物の品質の改善を助長する」という目的があります。

私は、検査を実施する際、検査機関から配布される「1等・2等の検査標準品（1等の検査標準品は整粒70%の米穀）」を検査場所に並べて検査に臨んでいますが、まれに検査場所に来られる生産者の方が「1等の検査標準品」を見て、「こんな（悪い）ものまで1等になるのか。」と驚かれることが多々ありました。

過去を振り返れば、昭和53年までは、米穀の等級は5等級に分かれていて、現行の等級に当てはめると、現行の1等の下限は、昭和53年までの3等の下限となり、仮に、現行の1等・2等を統合した場合、昭和53年までの1～4等が最上位等級となってしまいます。

【等級区分ごとの整粒値の下限】

昭和53年まで

等級	整粒値の下限
1等	90%
2等	80%
3等	70%
4等	60%
5等	45%

現行

等級	整粒値の下限
1等	70%
2等	60%
3等	45%

見直し後（仮）

等級	整粒値の下限
1等	60%
2等	45%

仮渡しや販売等の価格も、精米歩留まりに合わせて、等級上位ほど高く設定されていて、大半の生産者は収入の最大化を目指し1等（最上位等級）米を生産するため日々努力をしています。最上位等級とならなかった場合は、農産物検査員として、「粒が痩せている場合」は「適期・適量の施肥」を、「着色粒の混入が見られた場合」は「除草や防除の徹底」を、「白未熟粒や胴割粒の混入が多かった場合」は「高温時の水管理の徹底」等、考えられる原因と対策等を生産者や集荷業者に対して伝えて、翌年産に高品質米が生産されるよう促しています。

【1等、2等の等級区分の見直し後の価格イメージ図】

等級	現行	見直し後①	見直し後②
1等	15,000円		
2等	14,700円	14,700円	15,000円
3等	13,700円	13,700円	13,700円

このようにはならないのでは…

また、「イメージ図」のとおり、価格も「現行の2等」が最高値となってしまおうと予想される（現行の2等米が1等米価格となるのは考えにくい）ことから、生産者の生産意欲は低下してしまい、かつ、生産者が「こんな（悪い）ものまで」と言うような米穀が「最上位等級」となってしまい、いわゆる「高品質米の生産・流通」が難しくなってしまおうことが考えられます。

よって、私としては、農産物検査法の第一条に「農産物の品質の改善を助長し、あわせて農家経済の発展に寄与する」とある本来の目的を果たすため、「現行の等級区分の維持」をお願いしたいと思います。

次に、名称の見直しですが、「農産物検査法による等級」は、同じく資料2の2ページにあるとおり精米歩留まりの高い方から「1等、2等、3等・・・」となっています。ただ、現在、米飯加工品等で「1等米使用」と表示された商品が流通しており、そのような商品には「1等とはどういうものか（食味ではなく精米歩留まりを基準とした等級だ）」というような「細かな説明がなされていない」、また、されていたとしても「消費者へ届いていない」と思われ、結果として「1等米＝美味しい」、「2等米＝まずい」という間違った評価がされてしまっているように思われます。

「農産物検査の等級」を商品に表示等をする場合には、「等級は食味によるものではなく、精米歩留まりによるものである」という説明をする」等のルールを設けることにより、消費者へ「農産物検査の等級について、正しい認識を広める」ことも検討してはどうかと思います。

「名称の見直し」は、「1等・2等・3等」以外では、「A・B・C」や「松・竹・梅」等、どうしても「名称から連想されるイメージによって、他の名称と優劣がついてしまう」と思われることから、これも、「現行の名称の維持」を希望いたします。

(4) 皆掛重量についての検査やいわゆる余マスの見直し

農産物検査法

【目的】

第一条 この法律は、農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とする。

余マスは、農産物検査法の第一条にあるとおり「農産物の公正かつ円滑な取引」を実行するうえで「正味重量を確保する」ために必要かつ重要です。

玄米以外の一般の商品でも、「正味重量が確保されていない」ということは、取引において最も重要な「信頼を欠いてしまう」こととなり、「公正かつ円滑な取引」は出来なくなってしまうことから、ある一定程度の「余マス」は必要不可欠です。

また、玄米は集荷し検査受検後の倉庫での保管により、乾燥が進む（水分含有率が下がる）ので、それに伴って、量目も減ってしまいます。実際に、集荷し検査を受検し倉庫で保管した後、出庫し販売先へ到着した際に、「正味重量不足」とならないよう、私の地域では正味重量が30kgとなっている紙袋入りの玄米の場合、「皆掛重量を30.5kg」とされています。

検査時の水分含有率は、概ね13.5～15.0%程度ですが、水分含有率が高い程、保管時の乾燥による影響を受けやすくなっています。過去、実際に集荷業者に保管してある米穀の重量を測定したところ、「正味重量不足」となっているものも見受けられました。

よって、現行の「皆掛重量についての検査や余マス」は引き続き必要だと考えます。

以上